六　災害その他非常の場合における関係者との連絡体制の確保、必要な情報の提供その他のガス小売事業者がとるべき措置（消費機器に直接に接続するガス工作物を維持し、及び運用する場合にあっては、通報の受理、出動、安全の確保及び応急措置を含む。）に関すること。 七　保安業務についての記録に関すること。 八　保安業務に従事する者であって保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 九　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項	一般ガス導管事業者
一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。 四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。 五　法第百五十九条第一項の規定による周知、同条第二項の規定による調査、同条第三項の実施の方法に関すること。 六　災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の一般ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。 七　保安業務についての記録に関すること。 八　保安業務に従事する者であって保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 九　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項	特定ガス導管事業者
一　保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 二　保安業務を管理する事業場ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 三　保安業務監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。 四　保安業務に従事する者に対する保安に係る教育及び訓練に関すること。 五　災害その他非常の場合における通報の受理、出動、安全の確保、応急措置の実施その他の特定ガス導管事業者がとるべき措置に関すること。 六　保安業務についての記録に関すること。 七　保安業務に従事する者であって保安業務規程に違反した者に対する措置に関すること。 八　前各号に掲げるもののほか、保安に関し必要な事項	特定ガス導管事業者

第十三条　法第百六十条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第四の保安業務規程届出書を提出しなければならない。

2　法第百六十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第五の保安業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。次条において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前二年以内に第二条第一項第二号イ又はロ（当該ロの表の上欄(5)に掲げる消費機器に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する周知を行っていない場合における当該周知については、同号イ又はロの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年以内に行うものとする。

2　改正法附則第十三条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の法第三十五条の許可を受けたものとみなされる同項に規定する旧一般ガス事業者が、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前四十月以内に自ら実施した第五条第一項第一号の表の上欄イ及びロに規定する調査に係る第六条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「法第百五十九条第四項の規定により通知された」とあるのは、「自ら実施した」とする。

様式第1（第2条関係）

周知状況の届出書（　　年度分）

年　　月　　日

殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）　　㊞

ガス小売事業者等の保安業務に関する省令第2条第1項第5号の規定により、次のとおり届け出ます。

需　要　家　数	（うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数　）	

①ガス小売事業者等の保安業務に関する省令第2条第1項第2号イ及びロに基づく周知

周　知　数	書　面　配　布	（うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数　）
周知の方法	電　子　メ　ー　ル	（うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数　）
	ファイル記録	（うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数　）
	記　録　媒　体	（うちガスの使用の申込みを受け付けた者の数　）
	書　面　配　布	
	電　子　メ　ー　ル	
	ファイル記録	
	記　録　媒　体	
内　容	（書面配布による場合にあっては当該書面の実物を、電磁的方法による場合にあっては出力することにより作成した書面の実物を添付すること）	

②ガス小売事業者等の保安業務に関する省令第2条第1項第4号に基づく周知

周　知　手　法	期日又は期間	周知の相手方	主　た　る　内　容

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。